東北大学医学部寄付金訴訟 相次いで 勝訴判決!

(加台市民オンブズマン代表) 弁 護 士 坂 野 智 憲

オンブズマンは石巻市立病院及び塩釜市立病院 が東北大学医学部に対して寄付した医学研究助成 金について、地方公共団体から国への寄付を禁止 した法律に違反する、医師派遣の対価としての寄 付は賄賂に当るから返還を求めよという住民訴訟 を提起していた。

本年7月27日、石巻市立病院から東北大学医学部に交付された医学研究助成金95万円について、東北大学及び大学教授らに対して返還を求める住民訴訟の判決があった。判決は、石巻市に対して、東北大学に対し88万円余を支払うよう請求せよとの内容で、オンブズマンの全面勝訴であった。この訴訟で石巻市及び東北大学は、助成金は艮陵財団に対して支出したもので東北大学医学部への直接の寄付ではない、また医局は国の機関ではなく任意団体だから寄付を受けても違法でないと主張した。これに対して判決は①艮陵財団には事務



職員が1人だけで財団の遂行には医局の協力が不可欠、医師派遣も財団ではなく医局がやっている、②寄付の目的、相手方は予め決まっており財団を通して寄付しなければならない必要性はない、③ 医局や研究者ではなく財団に対して本件寄付をしたことについて合理的説明がない、④医局、研究者個人に対して行われた本件寄付は、国に対する寄付金と区別することは困難で地方公共団体から国に対する寄付を禁じた法律に違反する、としてその主張を排斥した。

この判決に引き続いて9月25日には、塩釜市立病院から東北大学医学部に交付された医学研究助成金460万円について、東北大学及び大学教授らに対して返還を求める住民訴訟の判決があった。判決は、塩釜市に対して、東北大学に対し460万円を支払うよう請求せよとの内容で、またしてもオンブズマンの全面勝訴であった。塩釜市及び東北大学は、医局は国の機関ではない、法律が禁止しているのは本来国の負担すべき経費を寄付することだが、本件寄付はそれに当らないなどと主張した。これに対して判決は ①医局と大学の研究科、診療科とは実質上同一ともいうべき密接な関係がある、②法律が禁止しているのは国が本来負



No.25 /2006年12月15日(金)

発行

仙台市民オンブズマン 仙台市民オンブズマンタイアップグループ

(事務局) 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F 宮城地域自治研究所内 TEL (022)227-9900 FAX (022)227-3267 http://homepage3.nifty.com/s-ombuds/

e-mail:s-ombuds@nifty.com

担すべき経費に限られないとしてその主張を排斥した。

医学部寄付金問題は、元々は東北大学医学部から公立病院への医師派遣の対価として多額の公金が支出されていることの問題性を問うものであった。対価性については正面から認められなかったものの、それ以前の問題として地方公共団体から国に対する寄付が禁止されているので上記のような判決となったものである。この問題発覚後既に地方公共団体から東北大学医学部への寄付はなされなくなった。公金支出の適正を図るという目的

は達成されたが、公立病院の医師確保の問題は深刻化している。しかしその問題は大学に対する金銭供与によって解決すべきものでも解決しうるものでもない。病院自らがその魅力を高めることと、公立病院を適正規模に統廃合すること、開業医との適切な役割分担によって公立病院勤務医の負担を軽減すること、開業医優遇の診療報酬体系を見直すことなどの総合的な医療政策によって初めて解決されるものである。

なお上記判決に対し石巻市及び塩釜市は性懲り もなく控訴した。

地下鉄東西線情報隠しで 緊急市民集会

仙台市民オンブズマン事務局次長 千 葉 晃 平 弁 護 士 千 葉 晃 平

1 11·23緊急市民集会「地下鉄東西線をもう 一度考える」

去る2006年11月23日(祝)午後1時から、仙台市民オンブマン・タイアップグループと美しい仙台を創る会の主催により、仙台弁護士会館4階大ホールで、緊急市民集会が開催されました。祝日の忙しい時期にも関わらず、170名を超える参加を得て、熱気あふれる集会となりました。

2 隠された「地獄絵」を市民のもとへ

集会では小野寺信一弁護士から、仙台市の情報 隠し、すなわち、地下鉄東西線訴訟・控訴審を通 じて明らかになった需要予測の杜撰さの仕組みが、 パワーポイントを用い分かりやすく解説され、参 加した市民に衝撃を与えました。

すなわち、小野寺弁護士によって、

- ・東西線の需要予測の基礎として『パーソントリップ調査』が用いられていること
- ・『パーソントリップ調査』とは、どのような人(パ





ーソン) が、どのように移動するのか(トリップ) を調査したものであること

- ・平成に入ってからの『パーソントリップ調査』 には、「第3回」(平成4年度)と「第4回」(平 成14年度。将来の予測と都市交通計画の終了 は平成17年度)とがあること
- ・東西線の需要予測のために、精度・信頼性も向上している『第4回パーソントリップ調査』の基礎データを用いることが可能であったこと
- ・『第4回パーソントリップ調査』の基礎データによれば、東西線開通10年後(2025年)には、現在のJR線・地下鉄南北線の合計31.2万トリップから、鉄道利用者は僅か「5万トリップ」しか増えないこと
- ・「5万トリップ」を人数にひき直すと、「5万 8000人」増程度であること
- ・今後開業する鉄道は、地下鉄東西線と空港線と の2つであること
- ・空港線は1日当たり7400人程度の需要とされていること
- ・したがって、東西線開業時(2015年)の乗客数は『5万0600人以下』と考えられることが報告されたところ、小野寺弁護士の報告が、仙台市の作成・提出資料に基づいていること、さらに、これらのシュミレーションにつき本年6月議会において都市整備局長が「いわば地獄絵」など

と答弁していたことなど、参加いただいた市民の 方々に驚きと怒りを与える衝撃的な内容でした。

3 市民の運動をよぶ

集会で仙台市や関係省庁らに対し正確な情報公開・説明等を求める決議が採択されたほか、その後、素敵な詩を披露された皆川さんが「青葉通りのケヤキ並木LOVERS(ラバーズ) MUSIC(ミュージック) PROJECT(プロジェクト)」を企画され、また、「東西線の問題点を訴えるチラシを配ることにしました」「今回のような市民が結集できる集会を行いたい」などと、今回の集会は、市民運動に大きな力となりました。

4 控訴審のこれから

オンブズマン側は梅原市長の証人申請を行っていますが、仙台市側は「政治上の説明責任を裁判の席に持ち込むのはおかしい」などと述べる一方、裁判外で説明を求めるや、「訴訟で明らかにしていく」などと述べる有様です。この点、次回までに上記集会で明らかにされた需要予測の問題に関する反論も含め仙台市側の意見が述べられる予定です

控訴審(仙台高裁1民)第4回期日は2007年 2月6日(火)午前10時からとなっておりますので、 是非、引き続き傍聴・ご支援宜しくお願いします。

地下鉄南北線訴訟について

仙台市民オンブズマン 松 澤 陽 明

東西線建設に対する住民訴訟に続き、南北線についても住民訴訟を提起しています。南北線は赤字が積み重なり現在1000億円を超えています。この赤字額は、一般会計からの補助金を収入として繰り入れた後の数字で、実際の累積赤字はもっと大きいのです。今後もこうした補助金が約300億円位南北線の経営のためにつぎ込まれようとし

ています。この補助金は地下鉄の建設費として使われるのではなく、毎年の収支不足分として使われているもので、南北線の事業計画の失敗によるものです(東西線はもっと失敗することが目に見えていますが)。地方公営企業法という法律で、地下鉄事業は独立採算性が要求されていますので、不足が生じた時は、追加出資(民間企業で言えば増資)又は長期借入で賄わなければなりません。ところが、仙台市は、法律上「災害の復旧など特

別な理由がある場合」にしか認められていない一般会計からの補助で赤字の穴埋めをしていたのです。一般会計からその都度穴埋めをしていると、本当の経営状態がわからなくなり、経営の問題点が見えなくなってしまいます。そこで、平成17年度と平成18年度について補助金の返還とこれからの支出の差止めを求める訴訟を出しました。この2年間だけで約26億円の金額です。裁判は11月27日に第1回が行われ、次回は来年1月26日です。地方選挙も近いので、こうした財政問題を厳しく追及していきたいと思います。



情報公開審查会

県警報償費で画期的答申

他台市民オンブズマン副代表 弁 護 士 **十 河** 弘

オンブズマンが申し立てていた県警察本部少年 課と交通指導課の00年度捜査報償費関連文書に ついての審査請求に関して、本年9月29日、宮 城県情報公開審査会は支払額の内訳や領収書に記 載された使い道などを開示すべきだ、と県公安委



員会に答申しました。同審査会が報償費関連文書 について「開示すべきだ」と答申したのは04年 9月の答申に続いて2度目ですが、前回に続いて 捜査員氏名、協力者氏名等ごく一部を除いて開示 すべきとした上、今回は県公安委員会に対して厳 しく注文をつけています。

同審査会は墨塗りなしで文書を審査するいわゆる「インカメラ審理」だけでは不十分と判断し、直接捜査員からの事情聴取を実施機関に文書で依頼していました。ところが、県警が不合理な理由を述べてこれを拒否したため、答申は「遺憾ながら十分な調査ができず、結局、この点について心証を形成することはできなかった。」と厳しく指摘しています。その上で、答申は、県公安委員会に対し、県警の上級庁としての権限と責任を発揮して、捜査協力者への直接聴取などで協力者が実在するか検証し、さらに、検証経過を具体的かつ詳細に公表して裁決し、県民の知る権利に応えて説明責任を果たすべきだと強く注文をつけました。

早速オンブズマンは、10月31日、県公安委員会に対して、犯罪捜査協力者とされる者から公安委員自らが直接事情聴取する方法を含め、答申を尊重した裁決手続を行うよう申し入れました。

県議会政務調査費 証人尋問決定

(山台市民オンブズマン **吉 田 大 輔**

政務調査費に関し、議員に対する尋問が行われることになりました。

12月18日(月) 午前10時30分~ 社民党宮城県議会議員会(担当:坂野) 午後1時30分~民主フォーラム(担当:野呂) 午後3時00分~みやぎニューウェーブ(担当:十河)

また、1月22日(月)には、自民クラブ、自民党・ 県民会議、21世紀クラブ・公明についての尋問 が行われる予定です(尋問が行われる時間は、現 在、未定です)。

この事件には、特殊な点があります。

平成15年4月13日に統一地方選挙が行われたことから、議員は選挙活動に専念していたはずです。そして、選挙活動に政務調査費を使用することは禁じられていることから、平成15年4月の政務調査費の支出額は、他の月よりも大きく低額になるはずです。それにもかかわらず、大きく低額にはなっていないという特殊性があります。政務調査費がどのように使われたのか、推して知るべしと言えるところです。

弁護団では、政務調査の実態を明らかにするために、どのような角度で尋問を行えばよいかにつ

いて、鋭意検討中です。政務調査の実態が明らか になることを御期待いただくとともに、傍聴の程 よろしくお願い致します。

第11回 情報公開度ランキング調査

仙台市民オンブズマン 庫 山 恆 輔

第11回情報公開度ランキングのための開示請 求が、11月17日に行われました。請求項目は次 の通りです。①平成17年度の本庁課長級以上の 再就職情報、②平成16~18年度本庁舎清掃業務 委託入札結果調書、③平成17年度政務調査費、 ④平成18年度総務関係常任委員会会議録、⑤平 成17年度警察捜査1課の捜査報償費(都道府県 以外は①~④)。これに、HP上での首長交際費、 議長交際費の公開状況の調査結果などを加味して 総合的な判定が行われる予定です。宮城県、仙台 市ともに昨年の調査での指摘をふまえて情報公開 を前進させたという実績がありませんから、今回 の調査でも苦戦は免れえないものと思われます。 なお、今回の調査とは直接関係ありませんが、宮 城県議会が「宮城県議会応召旅費等検討会議」の 文書について「不存在決定」をしたことは、重要 な情報隠しを謀ったもので、明らかに情報公開を 後退させるものであり、断じて容認できるもので はありません。

北海道・東北ネット~仙台例会を開催~

仙台市民オンブズマン事務局次長 弁護士野名

12月9日に仙台弁護士会館において、市民フォーラム「検証・監査委員の仕事」を開催しました。当日は、ジャーナリストで元神奈川県茅ヶ崎市の代表監査委員でもある原寿雄さんを講師にお招きしました。原さんは、現在の監査委員はまだ名誉職的色彩があること、独立性、専門性が不十



分であること等の監査委員制度の問題点を指摘し、 監査は行政の延長ではない、その気になれば何で もやれるのが監査委員である、と自治体監査の本 質をつきながら、あるべき監査委員を選出するた めの改革の必要性を訴えました。引き続き行われ たパネルディスカッションにおいては、北海道・ 東北ネットの各道県・市における監査委員の構成 や監査の事例報告をもとに、現状の問題点を分析 するとともに監査委員制度をどう変えるべきかな どについて意見交換を行いました。最後に、監査 委員の議選委員を1名に減らすこと、識見委員に

は行政〇B以外の人を選任すること、監査委員事 務局の専門性を高めるため人員、体制を強化する ことを訴えるアピール採択しました。

翌10日は例会を行い、前日のフォーラムを受けて、監査委員の選任に際して住民の意見を反映できる仕組みを設けること、議選委員を1名にする条例改正を求めることが確認されました。また、各地報告では、政務調査費や県警報償費問題等も議論されました。

次回例会は、2007年6月30日~7月1日に札幌 市で開催します。

全国市民オンブズマン福岡大会報告

(山台市民オンブズマン副代表 弁 護 士 十 河 弘

本年9月16日、17日、福岡大会に仙台から7名 (坂野、鈴木覚、庫山、日出、野呂、千葉、私) が参加しました。前宮城県知事浅野史郎氏が講演 するとあって (演題「知事室から見た市民オンブズマン」)、参加者は約340人と盛況でした。

浅野氏は、県庁の裏金疑惑発覚の際、情報公開 条例がある以上逃げられないし、隠せないと感じ、 だから部下に「全部局を徹底調査せよ。従わなか った者はクビにする」との強い姿勢を出せたと述 べました。また、警察の裏金問題追及の経験を踏 まえ、「警察が裏金を作るなどもってのほか。内 部告発を受け、知事本人が事実を知ってしまった 以上、執行停止は当然だ」と話しました。

本大会では分科会方式をとらず、大ホールです



べての報告がありました。テーマは①都道府県・政令市の業務委託契約調査結果、②指定管理者制度調査結果、③福岡オリンピック招致の舞台裏、④談合・入札改革、⑤情報公開、⑥議会・政務調査費、⑦警察問題、⑧住民訴訟の行政裁量、⑨大阪市の厚遇問題、⑩大会宣言と盛りだくさんでした。来年の予定は現在調整中だそうです。

裁判無告

政務調查費住民訴訟(市議会編)

^{仙台市民オンブズマン} 山 田 いずみ

仙台市議会の政務調査費の住民訴訟については、

2つの裁判が継続していましたが、仙台市議会の 6会派を相手に平成13年度及び平成14年度の政 務調査費の返還を求めた第3次訴訟が、10月16 日に結審しました。判決は、平成19年2月26日 午前10時です。 仙台市議会の7会派を相手方として、統一地方選挙のあった平成15年4月の政務調査費、約1,372万円の返還を求め、平成15年10月17日に提訴した第4次訴訟は、住民監査請求の対象の特定性をめぐり、最高裁まで行きましたが、地裁に戻ってきました。

地裁では、各会派に議員毎の支出の内訳等を明らかにするよう求めましたが明らかにされなかったので、①4月の選挙期間中の政務調査費の使途を会派代表者が合理的に説明できないこと、②議員は選挙期間中はもっぱら選挙活動(街頭宣伝、選挙カー乗車、集会参加、選対会議等)に専念していという事実(経験則)を立証するために各会派の代表者の証人申請をしました。各会派は、使途について何等の回答をしないにもかかわらず、尋問請求は却下されるべきなどと主張していましたが、12月1日の裁判で採用されました。期日は未定ですが、7人の証人尋問が行われますので、ぜひ、傍聴・ご支援をよろしくお願いします。

宮城県議会政務調査費 (平成16年度)住民訴訟

仙台市民オンブズマン **菊 地 修** 弁 護 士 **菊 地 修**

オンブズマンの調査の結果平成16年度における宮城県議会各会派の政務調査費の支出につき、とんでもない実態が明らかになった。例えば、旅費について「0km、7000円」、「1km、7000円」等常識では考えられない支出を行っていたり、入学式、卒業式、夏まつり、新年会等地域の行事、セレモニーへの儀礼的出席、果ては甲子園大会の応援についても「政務調査」の名の下に支出がなされていた。

をこでオンブズマンは、平成18年2月20日県 監査委員に対し住民監査請求を行った。とくに問題にしたのは、違法・不当な支出を制度上可能に している県議会における条例の施行規程の問題で あった。本来旅費については実費精算が大原則で あるが、施行規程は県内旅費について簡便計算方 法を採用し、その結果議員(会派)に支払われた 旅費は、実費精算の3.2倍~1052倍という途方 もない金額になっている。また領収書についても、 施行規程は領収書を添付することが困難な場合に は支払証明書をもってこれに代えることができる とし、その支払証明書の様式も極めて杜撰なもの である。施行規程が地方自治法、条例の趣旨に反 し無効であることは明らかである。

ところが監査委員は、平成18年4月21日「県民の常識では納得しがたい政務調査費の支出が少なからず見受けられた」としながら、適法とも明らかに違法とも言えない灰色部分については議会の自律性を根拠に監査請求を棄却した。

そこでオンブズマンは、平成18年5月17日各会派に対する総額金1億円を超える政務調査費の返還と、施行規程を制定した当時の県議会議長に対する金9328万円(簡便計算方法による旅費支出総額)の損害賠償を求める住民訴訟を提起した。訴訟はこれまで2回口頭弁論が行われ、第2回期日では好評のパワーポイントで裁判所に政務調査費の実態についてビジュアルに分かりやすく説明した。現時点では会派からの補助参加申出はまだ一部にとどまっている。そこで次回期日までに議員全員について証人申請を行う予定である。オンブズマンには勝訴する自信が十分ある。県議会においては、早期に全面見直しをされるよう要望するものである。

東北文化学園大に対する補助金違法支出問題

他台市民オンブズマン事務局次長 弁護士野呂

この裁判は、学校法人東北文化学園が大学設置認可申請した際に虚偽の財産目録を作成して違法に大学設置認可を取得し、仙台市に8億1000万円の補助金を交付させたのは公認会計士の監査の懈怠にも原因があるとして、公認会計士及び監査法人に対して損害賠償請求をするよう求める住民訴訟です。

裁判では学園大の監査を行った公認会計士及び 監査法人の過失の有無、及びその過失と仙台市の 損害(違法な補助金支出)との因果関係の有無が 争点となっています。過失の一つとして架空の現 物寄附を気付かなかった点があります。この点は 監査の際に寄附者から領収書の提出を受けて確認 さえすれば分かった問題です。また、会計士側は 監査を行った当時、学園大が仙台市から補助金交 付を受けることを予見できなかったと弁解してい ます。しかし、補助金なしで経営が成り立つとは およそ考えられず、学校法人東北文化学園は短大 や専門学校の関係で以前から補助金を受けており、 全く不合理な弁解です。その他、会計士側は縷々 弁解を述べていますが、いずれも不合理な弁解で す。主張は一通り出そろったので、今後は立証に 移っていきます。

県警鑑識課等報償費 第2次住民訴訟

伽台市民オンブズマン・タイアップグループ 小野寺 信 一

県警本部長を被告として提起された鑑識課報償 費の第一次訴訟が「被告違い」により取り下げに なった後、知事を被告とする二次訴訟が平成18 年6月27日付で提起され、第2ラウンドが始まっ た。とはいっても、論争は未だ窓口段階である。 知事の側は、なんと、はるか昔の平成13年7月 の監査請求と、今回の第二次訴訟は、同じ平成 12年度の報償費の不正支出をテーマにしている ので、とつくに「期限切れ」であり、却下を求め ると反論してきた。同じことの蒸し返しにすぎな いというのが知事の論理である。我々は、同じ平 成12年度の報償費でも、今回の二次訴訟は「報 償費の支出行為自体には違法の事実がなく、違法 は、支出された金員を受領した側がその金員を他 の使途に流用(すなわち使途を偽った公金の詐取 もしくは着服・横領)した点にある」と指摘した 平成17年6月21日の仙台地裁の判決に基づくも のであり、同じことの蒸し返しではなく、判決に よって生み出された新たなステージにおける新た な訴訟であると再反論し、実態審理に入ることを 求めている。年明けにその点についての裁判所の 判断が下される予定である。

県警報償費情報公開訴訟 (第 2 次)

仙台市民オンブズマン事務局長 弁 護 士 **鈴 木 覚**

平成11年度宮城県警刑事部、交通部、警備部の報償費に関して、県警本部長が行った非開示処分に対し、非開示処分の取り消しを求める訴訟です(犯罪捜査報償費に関する情報公開訴訟としては第2次訴訟となります)。これまで何回も弁論期日が重ねられてきており、裁判所は、犯罪捜査報償費が架空支出であったとして開示してしまってよいのか、領収書が偽造であっても個人名義が使われているのであればなお非開示の該当することもあるのではという、これまであまり議論されてこなかった問題意識を持っているようです。この点についてはオンブズマンとしては犯罪捜査報償費が架空支出である以上、非開示事由には該当

しないと主張しております。そして、オンブズマンからは証人として浅野史郎前知事を申請しており、近いうちに証人の採否が決定される見込みです。

県警報償費裁決取消控訴審

仙台市民オンブズマン事務局長 弁 護 士 鈴 木 覚

平成11年度宮城県警刑事部、交通部、警備部の報償費に関して、県警本部長が行った非開示処分に対し、オンブズマンが県警本部長の上級行政庁である宮城県公安委員会に対して審査請求を行っていたところ、それに対して宮城県公安委員会が非開示を認める裁決を行ったことから、手続き違法面を主張してかかる裁決の取消を求めている訴訟です。

-審判決は本年7月19日に言い渡され、オンブズマンの請求を棄却したことから、控訴しております。

控訴審の第1回弁論期日が10月18日に、第2回が12月11日に行われました。

※県警報償費、高検・地検調査活動費、東北 公安調査局調査活動費の情報公開訴訟は上 告審で審理中。外務省機密費情報公開訴訟 の次期期日は1月16日(火)午後4時。

回文コーナー 回文士 法 曹 爽 歩

今回は、赴きを変えて良寛さん(号は大愚)と晩年の貞心尼との恋愛を感じさせる交流を無理矢理回文にしてみました。題して「大愚良寛つれづれなるままに」です。

長く居た師 経本買うより 春つきてみよ (ながくいたし きょうほんかうより はるつきてみよ

身吹きし清けき 松風の庵にて 日がな手鞠 みふきしさやけき まつかぜのいおにて ひがなてまり

旅に行きよ 酔いてし ふくよかな貞信と たびにゆきよ よいてし ふくよかなていしんと

ふかふか布団敷いて 伸よく伏していよ ゕゕゕゕゕとんしいて なかよくふしていよ

佳き湯に浸り 待て長日 手に老いの背か まてながひ てにおいのせか

夫聞け 優しき文読みて来つるは 良寛 つまきけ やさしきふみよみてきつるは りょうかん

法善き師 大愚かな 〇 ほうよきし たいぐかな)

2006.6.16~2006.12.15

2006.

- 6.16 東北文化学園打ち合せ
 - 21 オンブズマン6月例会
 - 23 県警捜査報償費監査関係文書一部開示
- 24~25 北海道・東北ネットワーク盛岡例会
- 7. 3 平成17年度県議会政務調査費開示
 - 4 平成17年度仙台市入札調書開示
 - 10 政務調査費(市・平成15年4月および平成13年度~14年度)公判
 - " タイアップ総会準備作業
 - 12 地下鉄南北線監査請求
 - 13 政務調査費(県・平成15年4月)公判
 - " タイアップ会計監査
 - 14 橋梁談合監査請求
 - 5 オンブズマン・タイアップ総会、懇親会





- 19 公安委員会裁決取消訴訟判決、記者会見
- 20 政務調查費 (県・平成16年度) 公判
- " 外務省情報公開公判
- 23 全国幹事会
- 24 東北文化学園大学弁護団会議
- 25 地下鉄東西線控訴審公判
- 27 東北大学医学部寄附金(石巻)判決、記者会見
- 28 東北文化学園大学公判
- " 捜査報償費情報公開 (第2次) 弁論準備
- 8. 1 タイアップ例会
 - 7 捜査報償費(鑑識課等)公判
 - 8 政務調査費 (市・平成13~14年度) 打ち合せ
 - 9 地下鉄南北線監査請求意見陳述
 - 18 橋梁談合監査請求意見陳述
 - 22 オンブズマン8月例会
 - 24 政務調査費(市・15年4月分)公判
 - 25 政務調査費 (県・16年度) 打ち合せ
 - 29 オンブズマン支援企画 9 発送作業
 - 30 ASEAN大使会議関係文書開示
- 9. 4 政務調查費 (市・13年度~14年度) 公判
 - 6 外務省打ち合せ
 - 8 捜査報償費弁護団会議

- 11 政務調査費(県・15年4月分)弁論準備
- 14 オンブズマン9月例会
- 16~17 第13回全国市民オンブズマン福岡大会
 - 21 支援企画9実行委員会
 - 25 東北大学医学部寄附金(塩釜) 判決·記者会見
 - 28 政務調査費 (県・16年度) 公判
 - 29 地下鉄東西線公判
 - " 捜査報償費情報公開 (第2次) 公判
- 10. 2 北海道・東北ネット打ち合せ
 - 3 地下鉄南北線提訴
 - " タイアップ例会(支援企画実行委員会)
 - " 東北文化学園大学公判
 - 11 捜査報償費(第2次)公判
 - 12 政務調査費(仙台市・平成15年4月)公判
 - 16 政務調査費(仙台市・平成13~14年度) 結審
 - 17 住民監査請求の監査結果(県)入手
 - " 外務省情報公開公判
 - 18 裁決取消訴訟(控訴審)公判
 - 〃 政務調査費 (県・平成15年4月) 打ち合せ
 - " オンブズマン10月例会
 - 22 入札制度改革についての講演(郡山)
 - 24 政務調査費 (県·平成15年4月) 弁論準備
 - 26 支援企画実行委員会
 - " 地下鉄東西線公開質問状提出
 - 27 市政務調查費監查関係資料開示
 - 31 情報公開審査会答申に関する県公安委員会への申し入れ
 - " タイアップの発送作業
- 11. 1 東北文化学園大弁護団会議
 - 2 県政務調査費監査関係資料開示
 - 9 政務調査費 (県・平成15年4月) 打ち合せ
 - " オンブズマン支援企画9



- 14 地下鉄東西線公判
- " 北海道・東北ネット打ち合せ
- 15 政務調査費 (県・平成16年度) 打ち合せ
- " オンブズマン11月例会
- 17 捜査報償費(第2次)公判
- " 第11回情報公開度ランキング開示請求
- 23 地下鉄東西線緊急市民集会
- 24 東北大医学部寄附金 (石巻) 控訴審公判
- 27 地下鉄南北線公判
- " 東北文化学園大学打ち合せ
- 28 北海道・東北ネット市民フォーラムについての 記者会見
- " 鑑識課等捜査報償費(平成12年度)一部開示
- 29 政務調査費(県・平成15年4月) 弁論準備
- 30 会報「オンブズマン」発行打ち合せ
- " 第11回情報公開度ランキング関係資料(県)開示
- 12. 1 第11回情報公開度ランキング関係資料(仙台市) 開示
 - 4 北海道・東北ネット打ち合せ
 - " 東北大医学部寄附金(石巻)弁護団会議

- 5 タイアップ例会
- 7 オンブズマン12月例会・忘年会
- " 県議会総務企画委員会会議録等開示
- 8 会報「オンブズマン」編集会議
- 〃 政務調査費 (県・平成15年4月) 尋問打ち合せ
- 9~10 北海道・東北市民オンブズマンネットワーク第 29回例会(仙台)



- 11 裁決取消訴訟控訴審公判
- 13 捜査報償費情報公開(第2次)公判
- " 東北文化学園大学弁論準備
- 14 政務調査費 (県・平成16年度) 公判
- " 仙台市議会海外視察関係文書開示
- 15 会報「オンブズマン」No25発行
- " 政務調査費(県・平成15年4月)尋問打ち合せ





タイアップ例会風景





支援企画感想文

武山美津子・福原幸子

まず今回の市民オンブズマン企画「今年も笑っていただきます」が今年も満席、また大盛況だった事がなにより 良かったと思います。

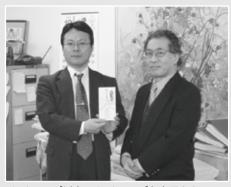
また私自身の感想としては、「落語」というある意味普段の生活では関わりの少ないものに対して少し構えながら会場へ入りましたが、最初の林家麟太郎さんのお話でその垣根が取り払われたと感じました。それは私が最初に思っていた「落語」という特殊な世界、通常の言葉や表現とは異なった話なのだろうかというイメージとは全く違い、聞きやすくまた理解しやすい噺であった事が強く作用したのだと思います。

次にギター漫談のペペ桜井さんですが、彼の話の根底にあるのは誰もが経験している「日常」に対するブラックユーモアだったと思います。またそのネタの一つ一つがユーモアに加えシニカルさを含んでいるため、大笑いだけでなくニヤリとさせるような二つの笑いを私達に与えてくれたと感じました。

小袁冶さんの噺で気になったのが表現の巧さや繰り返しの新鮮さに加え、どこまでが最初の口上でどこからが噺の本筋なのかを感じさせない所だと思います。それはいつのまにか小袁冶さんの世界を作り上げ、そこに引き込む力が如何に強いかということでもあるのだろうと考えました。

そして終わってみると私が最初に考えていた「落語」というものに対する壁が少し緩やかなものになったと思えました。落語というとどうしても構えがちになるのは否めませんが、それは最初から芸術としての高みに在るものではなく私達の日常を昇華させたものなのだという事を理解できたのが、今回の企画で一番学ばせて頂いたことだと深く感じたように思います。ありがとうございました。

の当市民対シブズマシ支援企画9 今年もいっじょと笑っていただきまじた



タイアップ例会でタイアップ島会長から オンブズマン坂野代表に目録贈呈(12月5日)

今年は恋んと 55万円の支援金を 独すととができました

ご協力ありがとうございました

支援企画感想文

「食わず嫌いだった落語・漫談」

斎藤嘉男

私は趣味が結構多いのですが、芸術面ではクラシックコンサート、特にオペラが大好きです。オペラはチケット代が一見高いように感じますが、視点を変えれば安いのです。オペラはオーケストラ、歌唱、扮装した歌手の演技、舞台装置等沢山の内容が含まれているからです。家内も好きなので、仙台にオペラがやってくると二人でせっせと出かけます。

しかし、落語・漫談のような大衆芸能は何か古くさく思われ、何が面白いのかよくわからず、テレビ・ラジオでやっていても耳をかたむけることはありませんでした。

今年は家内にこの行事を話したところ大変のり気になり、一緒に聞くことになったのです。生のものは東京でなければ聞けないから、とても良い企画であると喜んでくれました。

はじめて小袁冶、麟太郎さんの落語、ペペさんの漫談を聞き、こんなにおもしろいものとは想像もしていませんでした。特にペペさんの軽妙な語り口の社会風俗・時事問題の風刺・批評等を取り入れたギター漫談は本当にすばらしいの一語につきると思いました。これからはより幅広く多くの物に楽しみを見いだして人生を楽しく過ごしたいと思っています。

2006.11.9支援企画アンケート

◎本日のコンサートはいかがでしたか? ◎次回以降どんな内容の企画を希望されますか?

 とてもよかった よかった 普通 もの足りなかった その他 未記入 	37人 17人 0人 0人 0人 1人	ジャン ジャンイオリン ヴァイノー ギ邦 声 ゴスペル	15人 10人 3人 9人 4人 4人 10人	民族音楽 7人 落語 23人 漫才 13人 手品 10人 その他(フラメンコ、津軽三 味線、ミュージカル、エレクト 二ン 溶軟 講談 浪典 漫談)
71/607/	1 / \	コスペル	10人	ーン、演歌、講談、浪曲、漫談)



仙台市民オンブズマン・ タイアップグループ会長

和 雄

今年の支援企画も、昨年に引き続き柳家小袁治師 匠の落語を行いました。

今回はナマの落語を身近に感じて頂こうと思い、 場所を戦災復興記念館に移しての口演となりました。 お陰様で、会場はほとんど満席状態。多くの方々に 喜んで頂いたようです。オンブズマンへの支援金も、 大金ではありませんが、現在までの最高額をお渡し することができました。これもオンブズマンとタイ アップグループ会員の努力と多くの方々の御協力の 賜です。心から感謝申し上げる次第です。

このほか今年は、仙台地下鉄東西線訴訟の裁判傍 聴や「美しい仙台を創る会」と共催でおこなった市 民集会の成功、そしてこれらの活動を通してできた 新たな市民との繋がりなど、満足すべき支援活動が できたのではないかと、去年に引き続き自画自賛し ております。

しかし、夕張市の様な「財政再建団体」問題は決 して他人事ではなく、これからもオンブズマンへの さらなる支援活動が求められています。

【タイアップグループ例会のご案内】

タイアップグループは、偶数月の第1火曜日に例会をおこ なっています。

その時々の「オンブズマン」活動の解説を聞いたり、懇 親を深めたりとあっという間に時間が過ぎてしまいます。朝 市ビル3階の事務局で18:30からです。どなたでも参加でき ますので、ぜひお誘いあわせてご参加ください。

今年の例会予定(偶数月の第2火曜日)は4月3日、6月5日、 8月7日、10月2日、12月2日。

(2月例会は、1月に新年会をおこなうため、開催いたしません)

東京目黒区の区議会政務調査費問題と同じような 「宮城県議会政務調査費問題の証人尋問」が予定さ れています。

タイアップグループでは引き続き裁判傍聴を呼び かけております。県や市や町が何をしようとしてい るのか、身近な地域の状況を私達自身で知り、知り 得たことを多くの友人に伝え、質すべきことは質し ていく。これもオンブズマン活動への重要な支援だ と思っております。

当然、裁判は平日に行われますが、是非ご出席頂 きたいと思います。そして、偶数月第一火曜日(原 則として)に行われるタイアップ例会の時に多いに 語り、伝え合って行くことが出来ればすばらしいと 考えております。

タイアップグループでは、今後も裁判傍聴案内は じめ支援活動を続けていきますので、会へのご入会 も合わせ、これからも宜しくお願い申し上げます。

仙台市民オンブズマン &タイアップグループ 合同新年会

2006年 1 月 27日(+) 17:00~ ホテル白萩 会費 5,000円

(飲み物等の差し入れお待ちしています)

※後日、出欠のごあんないをお送りします

////////会員のご紹介と会費納入のお願いご////

■今期の会費が未納の方、お手数でも払い込み 下さい。募金のご協力もおねがいします(振込 用紙同封しました)。会員拡大はタイアップ活 動のエネルギーの源です。会員用・賛助会員そ れぞれ紹介チラシもありますのでご請求下さい。

〈会費納入先〉 七十七銀行本店(普通)

6530010

郵便局振込 02290-6-8050 仙台市民オンブズマン・タイアップグループ

タイアップグループ会則 仙台市民オンブズマン

加入資格:仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛 (1)

同し、支援する意志のある個人。 年10,000円

(2)

(3)

但し、協賛金については、自由に 緊急時の支援費用に充当する。 ついては、自由に受け付け

活動内容:年2回の会報の発行。臨時の会報は必要 に応じて随時発行する。

市民の為の公開講座などを開催する。 市民の為の公開講座などを開催する。 その他の事業の企画、実施。 会:年1回とし、オンブズマンの総会に準じ (4) 総

て開催する。 1名、 (5) 役 員:会 副会長 会計監事

役員会: 必要に応じて開催する。 事務局: 事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-

事 務 向・事務向の所任地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。 会計について:年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協 質金からの特別拠出金については、必要 に応じて随時役員会において決定の上支 出する。以上の拠出金、特別拠出金の会 計処理内容については、総会の際にオン ブズマン事務局より報告を受けるものと する。